

守山市地域活動ガイドライン（R3.11.25 改訂版）

新型コロナウイルス感染拡大の防止と地域活動や経済活動の両立を無理なく続けていくためには、新型コロナウイルスの対策を日常生活に取り入れた生活様式「新しい生活様式」を、生活の一部として実践することが重要です。

このガイドラインは、国・県の方針等を踏まえ市の地域活動の基本的な考え方をお示しするものです。地域での各種活動を実施される際の参考として、ご活用ください。

1 新しい生活様式の実践例

(1) 一人ひとりの基本的感染予防対策

感染防止の3つの基本 ①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗い

- 人と人との間隔は、十分な間隔（1 m以上）を開ける。
- 会話をする際は、可能な限り真正面を避ける。
- 外出時、「屋内にいるとき」や「会話をするとき」は、症状がなくても必ずマスクを着用
- 手洗いは30秒程度かけて、水と石けんで丁寧に洗う。（手指消毒液の使用も可）
※特に、高齢者や妊婦、持病があり重症化リスクの高い人と会う際は、より厳重に体調管理を行う。

(2) 日常生活を営む上での基本的生活様式

- まめに手洗い、手指消毒
- 咳エチケットの徹底
- こまめに換気
- 身体的距離の確保
- 密の回避（密集・密接・密閉）
- 毎朝の体温測定、健康チェック。発熱又は風邪の症状がある場合はムリせず自宅で療養。

(3) 不要不急の外出自粛の徹底

- 通院、生活必需品の買い出し、必要な職場への出勤、通学、屋外での運動や散歩など、生活や健康の維持のために必要な場合を除き、原則として外出は控える。

2 地域活動を行う際の注意点

(1) 参加者の行う感染症対策

基本的な感染症対策の徹底

<体調不良の自覚症状がある方の活動自粛>

○ 発熱等の風邪の諸症状がみられる方、体調がすぐれない方は、活動参加を控えましょう。

※発熱（37.5℃以上）、咳、のどの痛み、倦怠感、息苦しさ、味覚や嗅覚の異常など

<感染予防と感染拡大防止>

○ 活動参加の際には、こまめな手洗いや手指の消毒を行いましょ。

○ 活動中はマスクを着用し、咳エチケットを徹底しましょ。

○ 特に高齢者や妊婦、子どもが参加する場合は、事前に検温など体調確認を行いましょ。

(2) 主催者の行う感染症対策

屋内・屋外問わず、密（密集・密接・密閉）を回避した活動

密集しない

① 屋内・屋外とも、参加者同士の間隔を十分確保する。（できるだけ四方1 m以上の間隔を開ける。）

② 参加者同士の間隔を開けるとともに、できるだけ対面方式での配置を避ける。

③ 入退場時の列等で参加者が密集することが無いように、動線の確保等に配慮する。

密接しない

○ 屋内・屋外とも会話などで飛沫が飛散しないように、会話や発声の際は、マスクの着用を徹底しましょ。ただし、熱中症対策として水分補給はこまめに行いましょ。

密閉しない

① 可能であれば、扉および2方向以上の窓を常時開けた状態で活動を実施する。

② 常時開放が難しい場合、30分おきに5分間程度（または、1時間おきに10分間程度）扉および窓を開けて、室内の換気を行う。 など

(3) 主催者として他に行うべきこと

活動参加者全員の把握と健康チェック等を行う。

○ 各活動の代表者（当日参加している。）は、参加者全員の氏名の把握と感染防止対策（検温、体調確認、マスク着用等）の状況を確認しましょ。

※マスクの予備を幾つか用意しておき、当日、もしマスクを持参していない参加者がいても対応できるようにしておきましょ。

3 イベント（地域の行事）等の参加人数の上限等について

屋内・屋外ともに次の2点が開催にあたっての前提となります。

- 当日の参加者を概ね把握でき、当日の人数をおよそ管理ができる人数としましょう。
- 規模や内容に応じ、適切な感染防止策を講ずることができる人数としましょう。

(1) 守山市のイベント・集会の人数規模

屋 内		屋 外 (または屋内・収容定員無し)
マスク取り外し無し	マスク取り外し有り(注1)	
収容定員内	収容定員の1/2以内	十分な人と人との間隔(1m以上) が担保できる人数

(注1) イベント中に食事を伴う、あるいは発声・歌唱・楽器演奏を行う場合等のことを指します。

(2) イベント・集会の開催時間

時間制限はありませんが、利用される施設の規定に基づきご利用ください。

(3) 感染予防や密対策に特に注意が必要な活動

- 調理、会食を伴う活動（酒類の提供および飲酒を伴う活動を含む）
- 密接が生じやすい活動（例）囲碁、将棋、麻雀 など
- もっぱら運動することを目的とする活動（例）踊り、ダンス、体操、屋内スポーツ など
- 密閉した空間で大きな声（呼気）を出すことや歌うことを目的とする活動
（例）合唱、カラオケ、詩吟、民謡、謡曲、吹奏楽 など

※マスクをしても、合唱、カラオケ、コーラスなどのイベントは、収容定員の1/2以内
とすること

4 市から地域への情報提供について

市からのお知らせ文書については、市役所全庁に呼びかけ、必要な情報に絞り、できるかぎりポスターや広報等でお伝えできるように努めておりますが、重要なもの等については回覧をお願いする場合がありますので、ご理解ご協力をお願いします。地域においても、同様の配慮をお願いします。

5 その他

感染拡大等状況の変化等に伴い、国や滋賀県、守山市の方針が変更された場合には、内容を変更する場合があります。

(経過)

令和2年6月16日策定(守山市新型コロナウイルス感染症対策連絡会議)

令和2年9月24日改訂(守山市新型コロナウイルス感染症対策連絡会議)

令和3年8月6日改訂(守山市新型コロナウイルス感染症対策本部会議)

令和3年8月27日改訂(守山市新型コロナウイルス感染症対策本部会議)

令和3年9月10日改訂(守山市新型コロナウイルス感染症対策本部会議)

令和3年9月30日改訂(守山市新型コロナウイルス感染症対策本部会議)

令和3年10月29日改訂(守山市新型コロナウイルス感染症対策本部会議)

令和3年11月25日改訂(守山市新型コロナウイルス感染症対策本部会議)